

# 高知くらしの護身術

460

## 点検商法

### 口実付け契約迫る

(2018年3月20日掲載原稿)

国民生活センターからこのほど、「点検商法」に関する注意喚起がありました。

点検商法は、無料点検などを持ち掛け「このままだと危ない」「修理が必要」などと話して不安をあおり、商品や工事の契約を迫る手口です。「シロアリ駆除」「耐震工事」など、点検の口実はさまざまです。また、自然災害で壊れた箇所などを火災保険で修理できると言い、工事を勧める場合もあります。

「以前から高齢者を中心に訪問販売で発生していたが、ここ10年間で再び増加傾向にある」ということです。県内でも、毎年一定数の相談が寄せられています。

【事例】祖母の家に「床下を無料点検する」と業者が訪れ、「床下換気扇が故障している。10万円ほどかかるが、調湿剤をまいた方がいい」と勧めてきた。祖母は契約しそうだが、無料点検後に高額な工事を勧める業者は信じられない。

点検商法は、日中家にいる時間が長い高齢者に多いトラブルです。築年数が長い家に住んでいる方も多いため、点検の必要性を感じやすく、屋根や床下など自ら確認しにくい場所の工事は、業者の言うがままに契約してしまいがちです。

「無料で点検」と言われても簡単に対応しないようにしましょう。依頼する場合は、結果を冷静に確認し、業者の話をうのみにしないことです。

工事を勧められても、その場で契約してはいけません。必ず複数業者から見積りを取り、比較検討しましょう。工事・サービス内容をしっかり確認することも大切ですよ。家族や近所の人に相談するといいでしょ。

契約後も、クーリング・オフや解約ができる場合があります。不安に感じたら早めに消費生活センターに相談してください。